

7 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 元年度	千円 679,277	千円 181,782	千円 148,515	% 21.9	% 19.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 元年度	人 18	千円 74,658	千円 7,450	千円 28,643	千円 110,751	千円 6,153	千円 6,577

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
青 森 県	48.0 歳	345,639 円	512,736 円
団 体 平 均	44.2 歳	351,473 円	547,053 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

青森県公営企業職		青森県一般行政職	
1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,591 千円		1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,634 千円	
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 1.80 月分 (再任用職員はいない。)		(令和元年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.4月分) (0.85月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

青森県公営企業職			青森県一般行政職		
・基本額			・基本額		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
・調整額			・調整額		
職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額（月額0円～95,400円）			職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額（月額0円～95,400円）		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
(退職時特別昇給 制度なし)			(退職時特別昇給 制度なし)		
1人当たり平均支給額	自己都合	0 千円	1人当たり平均支給額	自己都合	5,098 千円
	勸奨・定年	21,453 千円		勸奨・定年	22,045 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

該当者なし

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績(令和元年度決算)					0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)					0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)					0 %
手当の種類(手当数)					1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する支給単価	
企業職員の特殊勤務手当	危険作業に従事する職員等	活線近接作業等	0 千円	日額 300円～600円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	889 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	52 千円
支給実績(平成30年度決算)	880 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	52 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価(月額)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	<p>配偶者や子などを扶養している場合に支給されます。</p> <p>配偶者、父母等 行政職給料表7級以下に 相当する職員 6,500円 行政職給料表8級に 相当する職員 3,500円 子 10,000円 子が満16歳～22歳の加算 1人につき 5,000円</p>	同	-	1,535 千円	219,286 円
通勤手当	<p>交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給されます。</p> <p>バスや電車などの公共交通機関利用の場合 最高 75,000円 (ただし、青い森鉄道利用者は最高90,000円) 自家用車など利用の場合 最高 46,000円</p>	同	-	3,138 千円	224,118 円
住居手当	<p>借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給されます。</p> <p>最高 27,000円</p>	同	-	1,590 千円	318,000 円
単身赴任手当	<p>異動などにより配偶者と別居して単身で生活することとなった場合に支給されます。</p> <p>最高 100,000円</p>	同	-	0 千円	0 円
寒冷地手当	<p>寒冷地に勤務する職員に支給されます。</p> <p>(青森県内の場合) 支給期間 11～3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円</p>	同	-	1,085 千円	60,256 円

特地勤務手当等	へき地など生活の著しく不便な地にある公署に勤務する場合に支給されます。 支給額＝(給料の月額＋扶養手当の月額)×支給割合(県内2～12%)	同	-	0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに支給されます。 62,300円	同	-	748 千円	747,600 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。 勤務1回につき 最高 12,000円	同	-	0 千円	0 円
初任給調整手当	医師等、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用され又は異動した職員に支給されます。 最高 308,600円	同	-	0 千円	0 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 元年度	千円 29,047,656	千円 285,307	千円 12,075,140	% 41.6	% 41.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 元年度	人 1,148	千円 4,488,039	千円 2,302,399	千円 1,623,260	千円 8,413,698	千円 7,329	千円 7,681

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
青森県 (医師)	43.4 歳	548,922 円	1,492,614 円
青森県 (看護)	37.4 歳	288,871 円	473,994 円
青森県 (医療技術者)	33.5 歳	269,944 円	442,510 円
青森県 (事務)	43.7 歳	339,934 円	564,793 円
青森県 (技能)	54.4 歳	335,328 円	506,661 円
団体平均(医師)	45.2 歳	568,569 円	1,454,715 円
団体平均(看護)	39.3 歳	311,575 円	510,182 円
団体平均(事務)	43.2 歳	348,357 円	564,341 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

青森県病院局		青森県一般行政職	
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,338 千円		1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,634 千円	
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.4月分) 勤勉手当 1.80 月分 (0.85月分)		(令和元年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.4月分) 勤勉手当 1.80 月分 (0.85月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

青森県病院局			青森県一般行政職		
・基本額 (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分			・基本額 (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分		
・調整額 職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額（月額0円～95,400円） その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) (退職時特別昇給 制度なし)			・調整額 職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額（月額0円～95,400円） その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) (退職時特別昇給 制度なし)		
1人当たり平均支給額 自己都合 1,606 千円 勸奨・定年 19,965 千円			1人当たり平均支給額 自己都合 5,098 千円 勸奨・定年 22,045 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		142,214 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		984,748 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師	16 %	152 人	16 %
平均支給率	16 %	—	16 %

(注) 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績(令和元年度決算)	357,122 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	448,270 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)	68.5 %
手当の種類(手当数)	9

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師又は歯科医師	医療	177,784 千円	<p>支給額=基準額+加算額①～⑦ 基準額 32,000～97,000円</p> <p>①管理職手当の支給を受ける支給対象職員が、救急患者又は入院患者の病状の急変等により、正規の勤務時間外に出勤等し、当該患者の診療に従事した場合の勤務1回につき1,620円として計算した額</p> <p>②管理職手当の支給を受ける支給対象職員が、宿日直勤務をした場合において救急患者の診療に従事したときの当該診療に従事した勤務1回(1の宿日直勤務中に2回以上救急患者の診療に従事した場合は、1回の勤務として計算する。)につき23,000円として計算した額</p> <p>③支給対象職員(加算額②の支給を受ける職員を除く。)が、救急患者に対処するため、正規の勤務時間外に出勤等し、当該患者の診療に従事した場合の勤務1回につき1,620円として計算した額</p> <p>④職員が、他の自治体病院等の応援診療に従事した場合の勤務1回につき当該自治体病院等との協定で定める1月当たりの負担金の額に100分の80を乗じて得た額として計算して得た額</p> <p>⑤産科又は産婦人科に勤務する職員が、分娩時の診療等の業務に従事した場合の業務1回につき10,000円として計算して得た額</p> <p>⑥新生児科に勤務する職員が、新生児集中治療管理室に新たに入院する新生児の入院時の診療等の業務に従事した場合の業務1回につき10,000円として計算して得た額</p> <p>⑦職員が、正規の勤務時間以外の時間、休日等において、救急患者又は入院患者の病状の急変等に対処するため、当該患者の手術又は処置(処置にあつては1,000点以上)の業務に従事した場合の業務1回につき、保険診療の点数に支給対象職員の区分に応じた割合を乗じて得た額として計算して得た額(区分ごとに限度額あり) ※加算額⑤又は加算額⑥と重複する場合はその額を控除</p>

放射線取扱作業等手当	放射線取扱作業に従事する診療放射線技師、臨床工学技士、看護師又は准看護師	<p>(1)中央病院に勤務する診療放射線技師が行う、エックス線その他の放射線を照射する作業又は放射性同位元素を取り扱う作業</p> <p>(2)臨床工学技士が防護衣を着用して行う、エックス線透視診断中の作業を補助する業務</p> <p>(3)心臓カテーテル室、血管造影室、呼吸器内視鏡室、消化器内視鏡室又は手術室に勤務する看護師又は准看護師が防護衣を着用して行う、次のいずれかの作業又は業務</p> <p>①エックス線その他の放射線の照射を受けている患者に接して行う介添えの作業</p> <p>②エックス線透視診断中の作業を補助する業務</p> <p>③エックス線透視下で行われる手術の助働業務</p> <p>(4)RI病棟に勤務する看護師又は准看護師が、放射性同位元素で治療中の患者に行う看護業務(病室内で行うものに限る。)又は当該患者の使用物の処理作業若しくは病室等の除染作業</p> <p>(5)放射線部又は腫瘍放射線科に勤務する看護師又は准看護師が放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第1条に規定する管理区域内で行う看護業務</p> <p>(6)看護師又は准看護師が行う、放射性医薬品を静脈注射する業務</p>	3,909 千円	日額300円
臨床検査手当	臨床検査技師又は衛生検査技師	<p>(1)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)に汚染された検体を直接取り扱う業務</p> <p>(2)危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務</p> <p>(3)健康を害するおそれのある有害ガスの発生を伴う科学的検査の業務</p>	2,705 千円	<p>(1)左記の業務に従事することを常例とする職員 月額 6,300円 (1の月において、左記の業務に従事した日が15日未満の場合は日額300円)</p> <p>(2) (1)以外の職員 日額 300円</p>

感染症治療等手当	医師、看護師又は准看護師、その他感染症病棟において直接患者の治療等に従事することを依頼された職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院させるための感染症病棟において勤務する職員が感染症の病原体に汚染されている区域において行う、患者の診療若しくは看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	0 千円	日額 300円
病院夜間看護手当	病棟に勤務する助産師、看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間)において行われる看護等の業務	169,794 千円	勤務1回につき 深夜全部 6,800円 4時間以上 3,300円 4時間未満 2,900円 2時間未満 2,000円
回転翼航空機搭乗手当	ドクターヘリに搭乗する職員	ドクターヘリに搭乗して行う救急の医療、患者の介助、搬送等の業務	525 千円	搭乗した時間1時間につき 1,900円 (飛行中のドクターヘリから降下して行う業務又はその補助業務に従事した場合は、1時間につき2,470円)
待機呼出手当	救急患者等に対処するために自宅等で待機することを依頼された職員(病院局医療職給料表(二)又は病院局医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。)	正規の勤務時間以外の時間において、緊急の呼出しにより出勤し、救急医療等の業務に1時間以上従事したとき	1,247 千円	勤務1回につき 1,620円
教務手当	病院局職員	病院事業管理者が指定する学校において講師として授業等に従事したとき	558 千円	勤務1回につき 当該学校との協定で定める1回当たりの負担金の額
診療看護師手当	診療看護師(管理者が指定する診療部門で勤務する看護師に限る)	保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為	600 千円	月額 50,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	967,759 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	898 千円
支給実績(平成30年度決算)	919,049 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	849 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。
3 平成19年4月1日から地方公営企業法を全部適用している。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価(月額)	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者や子などを扶養している場合に支給されます。 配偶者、父母等 行政職給料表7級以下に 相当する職員 6,500円 行政職給料表8級に 相当する職員 3,500円 子 10,000円 子が満16歳～22歳の加算 1人につき 5,000円	同	—	98,697 千円	235,883 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで 通勤することを常例としている 場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機 関利用の場合 最高 75,000円 (ただし、青い森鉄道利用者 は最高90,000円) 自家用車など利用の場合 最高 46,000円	同	—	55,923 千円	74,308 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して 住んでいる場合に支給されま す。 最高 27,000円	同	—	119,877 千円	311,638 円
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居 して単身で生活することとなっ た場合に支給されます。 最高 100,000円	同	—	3,282 千円	504,923 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支 給されます。 (青森県内の場合) 支給期間 11～3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同	—	68,273 千円	60,547 円

夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、深夜（午後10時～午前5時）に勤務することを命ぜられた職員に支給されます。</p> <p>支給額＝勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数</p>	同	—	89,833 千円	150,265 円
宿日直手当	<p>医師が入院患者等の病状の急変等に対処するため宿日直をした場合に支給されます。</p> <p>勤務1回につき 20,000円 勤務1回が5時間未満の場合 10,000円</p>	同	—	80,330 千円	673,156 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに支給されます。</p> <p>支給額＝51,900～137,700円</p>	同	—	68,815 千円	984,244 円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。</p> <p>勤務1回につき 最高 12,000円</p>	同	—	18,153 千円	557,122 円
初任給調整手当	<p>医師等、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用され又は異動した職員に支給されます。</p> <p>最高 308,600円</p>	同	—	468,987 千円	3,258,738 円